

福岡県道路公社役員の給与等に関する規程

昭和49年12月2日
福岡県道路公社規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、福岡県道路公社の役員の給与、旅費及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の給与等)

第2条 常勤役員には、報酬、通勤手当及び期末手当並びに旅費（以下「給与等」という。）を、非常勤役員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 福岡県職員の身分を有する非常勤役員については、前項の規定にかかわらず、報酬を支給しない。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与等は、直接現金で常勤役員に支払わなければならない。

2 給与等は、常勤役員の申し出により、口座振込の方法により支払うことができる。

(給料等)

第4条 報酬の額は、理事長が定める。

2 通勤手当及び期末手当は、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年福岡県条例第17号。以下「特別職条例」という。)の適用を受ける職員の例により支給する。

(給与等の支給方法)

第5条 給料等及び費用弁償の支払方法は、福岡県道路公社の職員の給与に関する規程(昭和49年福岡県道路公社規程第7号)の適用を受ける職員の例による。

(旅費等)

第6条 常勤役員の旅費は、福岡県職員の旅費に関する条例(昭和32年福岡県条例第57号)の例による。

2 非常勤役員の費用弁償については、特別職条例の例による。

(補則)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この規程は、道路公社設立の日から適用する。

(特例措置)

2 非常勤の副理事長及び非常勤の理事については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当分の間給料、期末手当及び旅費を直接現金で支給できるものとする。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。(附則、特例措置)

附 則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。(通勤手当の新設)

附 則

この規程は、平成4年9月1日から施行する。(口座振込による給与の支払)

附 則

この規程は、平成6年1月1日から施行する。(附則、特例措置の改正)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(非常勤役員報酬の新設)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。